

別紙 1

2026年度アジア・アジアパラ競技大会 シティドレッシング業務委託仕様書

1 業務の名称

2026 年度アジア・アジアパラ競技大会 シティドレッシング業務

2 目的

2026年に開催される第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「両大会」という。）の成功に向けて、県民の認知度を向上させ、地域一体となった祝祭感の演出によって、両大会開催時の盛り上げにつなげていく必要がある。

ついては、繁華街等の人目に付く場所に両大会の装飾をすることによって一層の大会機運醸成に取り組むことを目的に、企画を含めた多種多様なシティドレッシングに係る装飾業務を委託する。

3 業務委託期間

契約締結日から2026年12月28日（月）まで

4 業務内容

シティドレッシング業務の仕様詳細は、別紙「2026 年度アジア・アジアパラ競技大会 シティドレッシング業務委託について」のとおり。

受託者は、企画・計画、調整、最終デザイン確認・製作、施工、運営、保守管理、装飾物の撤去・廃棄等に係る全ての業務を行うとともに、週1回程度の定例会議を開き、それら作業の報告書を提出すること。これら業務に係る一切の経費について、受託者側で負担すること。

なお、本業務の詳細については、委託者と協議・調整の上、決定すること。

(1) 企画・計画

両大会のコアグラフィックス等を活用して統一性があるデザインで、両大会の認知度向上、機運醸成や雰囲気盛り上げる装飾を企画すること。

別紙「2026年度アジア・アジアパラ競技大会 シティドレッシング業務委託について」にて記載された必須業務について、内容検討の上、具体化して提案すること。併せて、自由裁量となる部分についても同様に提案すること。

受託後、速やかに（概ね20日以内に）次の各書類を作成し、委託者の承認を得ること。

- ・実施計画書（実施体制図、全体計画スケジュール含む）
- ・デザイン計画書
- ・設置計画書

- ・安全管理計画書
- ・環境配慮計画書

(2) 調整（場所等の確保、知的財産の利用申請、指摘事項の修正）

装飾する場所利用に係る調整（場所の確保、場所が適切かの組織委員会との調整等）の上、作成したデザインデータを委託者を通じて組織委員会に申請し、知的財産の使用許可を得ること。通常、組織委員会の審査には数日程度必要になるため、それらを考慮したスケジュールで業務を進めること。

場所選定や知的財産の使用許可にあたって、課題や指摘事項等により支障が生じた場合、指示に基づき修正や別の手段の検討を図ること。

計画等に変更が生じた場合には（1）で作成した書類の修正を行うこと。

(3) 最終デザイン確認・製作

調整後、最終デザインが確定したら、速やかに委託者に提出すること。最終デザインの確認後、装飾物の製作を行うこと。

(4) 施工

成果物の取付等の施工作業について、委託者とともにスケジュールや作業内容、注意・確認事項等についての調整を実施すること。それらを踏まえた上で、実際の施工を行うこと。

(5) 運営

装飾物の掲出に伴い、運営にかかる作業がある場合（例：現地に運営員を常駐させる等）には、必要な人員を用意して対応すること。

(6) 保守・管理

大会のPR、機運醸成に向けて、装飾物を支障なく掲出できるように、補修や予防保守による管理を実施すること。併せて、台風や地域状況により掲出に当たって危険が予測される場合には、調整の上、装飾物の固定や一時撤去を含めて適切な対応を実施すること。

(7) 装飾物の撤去・廃棄

大会終了後、装飾物の撤去作業を実施すること。撤去した装飾物については、可能な限り再資源化に配慮し、廃棄を実施すること。廃棄完了後、次の報告書を提出すること。

- ・再資源化/廃棄報告書

(8) 定例会の実施、報告書の提出

定例会はweb会議形式でも可能とする。会議資料として、前回会議からの実施事項と、今後の実施予定事項を記載し、そのうえで課題共有や決定すべき事項等を話し合うこととする。

成果物の作成、施工、運営、保守・管理、装飾物の撤去・廃棄等で実施した内容について、定例会の際に実施報告書を提出すること。併せて記録写真や動画等

も提出すること。

5 保守管理・安全に係る要件

- (1) 設置された装飾物が掲出期間中に確かな品質を保つことを、素材に係る風洞試験や暴露試験等の結果をもとに、製造前に予め説明を実施すること。
- (2) 荒天時のリスクについても、天候に係る検討チームを設け、リスクを判断し、対策に係る実施計画を作成の上、受託者に提示して対応を相談すること。
- (3) 平常時であっても、定期的に（2週間に1回以上程度）掲出した装飾物（実物）を目視で確認し、装飾物の不具合等の早期発見に努めること。
- (4) 破損等によりその時点で支障が生じていない装飾物であっても、予防保守（一時撤去、簡易補修、運用変更等）について、経験・ノウハウから検討し、委託者に最適な対策方法を提案し、実施すること。
- (5) 装飾物の破損の通報等に対し、窓口対応を実施すること。
- (6) 補修が必要な場合、継続して掲出するにあたって最適な方法を経験・ノウハウから検討し、委託者に最適な方法を提案し、実施すること。

6 素材の耐性、環境配慮に係る要件

- (1) 装飾物の素材については、再生材の活用に努めること。
- (2) 素材の屋外耐候性、防炎性能、安全性について、期間内の掲出に支障がないよう考慮すること。
- (3) 大会終了後に装飾物を廃棄するにあたり、再利用・再資源化を考慮し、分別・回収しやすいものを利用すること。
- (4) 環境配慮のリサイクルの概念として、サーマルリサイクルよりも素材を活かしたリユースやマテリアルリサイクル等の方が望ましい。

7 その他

- (1) 本業務は、公募型プロポーザル方式による業者選定のプロセスを経ているため、プロポーザルで提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。
- (2) 装飾を計画していた場所が利用できない、材料の確保が出来ない等の理由により、計画していた内容が実施できなくなった又は部分的に変更をする必要がある場合については、費用換算で同等またはそれ以上の追加の装飾実施を受託者から別途提案したうえで、委託者と変更の可否や変更内容を協議すること。なお、協議の際には、費用換算で同等またはそれ以上の内容であることを示す資料（当初予定及び変更後、それぞれの見積書等）を提出すること。
- (3) 設計や調整の結果、当初計画していた必要数量・大きさ等が異なる内容になることが判明した場合、その差異を費用換算して報告すること。後日、その費用換

算に見合う分の当初計画からの追加内容または削減内容を受託者から別途提案したうえで、委託者と追加または削減の可否を協議すること。

- (4) 両大会のパートナー企業、公共交通機関、自治体については、保有施設の利用にあたって、交渉により当初予定していた広告費等の費用が不要又は減額の可能性が考えられる。減額があった場合には委託者に報告し、減額された費用相当の追加の装飾実施を受託者から別途提案したうえで、委託者と協議すること。
- (5) 受託者は、委託事業の開始から終了までの間、本事業を統括する責任者を1名以上配置し、リスクに対する予防措置や補修等に係る連絡ができる事務局を用意すること。週1回程度の定例会議等において、連絡事項等の共有や調整を行い、誠意を持って業務にあたること。
- (6) 受託者は、委託内容の実施・運営等に際し、委託者や業務を遂行するにあたり関係する機関や施設等との連携・調整を、遅滞することなく誠実にを行うこと。また、掲出場所ごとの個別条件に従い、許認可等の必要になるものについては取得したうえで施工すること。
- (7) 装飾にあたっては通行者等の第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置をすること。
- (8) 本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。契約終了後も同様とする。
- (9) 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者の指示を受けて処理すること。
- (11) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。
- (12) 受託者は、必要に応じて、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (13) 受託者は成果物について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (14) アジア・アジアパラ競技大会に係る知的財産に関する部分を除き、本業務の履行過程で生じた著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含むすべての著作権は、委託者に譲渡されるものとし、その対価は、委託金額に含まれるものとする。
- (15) 本業務で使用するアジア・アジアパラ競技大会に係る知的財産については、委託者からデータを貸与するものとし、業務終了後は速やかに返却し、複製したデータは削除すること。利用にあたっては、組織委員会が使用のルールを定めるガイドライン等を遵守すること。

- (16) 本委託内容の実施にあたっては、各種法令のみならず、公序良俗や倫理観等を含めた広告掲出基準も遵守すること。
- (17) 本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。本事業に係る会計实地検査等が行われる場合は、事業終了後であっても協力すること。
- (18) 受託者は、事業完了後5年間、本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、愛知県及び名古屋市の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。本事業の経理処理にあたっては、委託費の対象となる経費を明確に区別して処理すること。